

青木村社会福祉協議会役員及び評議員の報酬及び費用弁償 に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は役員及び評議員の、報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員及び評議員の報酬は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定により支給する報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の状態にあることのみによっては、支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表2のとおりとする。ただし、上田市、小県郡内及び坂城町へ旅行した場合の日当は、支給しない。
- 3 前項に定めるもののほか、役員及び評議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は 令和 6年4月1日から施行する。

別表 1

職 名	報 酬 の 額
会 長	月 額 120,000円
副 会 長	1回につき 3,650円
理 事	1回につき 3,650円
監 事	1回につき 3,650円
評 議 員	1回につき 3,650円

※支給方法は原則口座振込みとする

別表 2

日 当 (一日につき)	県 内	1,500円
	県 外	2,000円
宿泊料 (一夜につき)	県 内	9,000円
	県 外	12,000円